

と咎めければ、召つる、者の無き故にて候へど、御咎めに逢ては迷惑の由言て、歸りつ、思けるは、主君の爲に志を盡さんとして、却て咎められぬれば、此事あしく沙汰ありなば、君の爲に罪をそへなん、口おしきわざ哉と思ひ定め、其由をくれぐれと書つらねて、頓て自殺しけり、内匠頭驚きて、大久保玄蕃頭は従弟なりしかば、如何せむと談じられければ、玄蕃頭明けの日、殿中にて老臣達列坐の中にて、ことの由を細々と申されし時、川越少將もそこに在て、殊勝の若者哉、不便の事也、且少作の籠居も程へぬる事也、御免有ても宜しかりぬべしとて、上聽に達してゆるさせ給けり、唯七が無二の志、大臣をも感せしめけるこそ。

〔愈の須佐美一〕上總國市原郡姉崎といふ所の民、惣兵衛と云者、人の鐵炮を借り持て、鳥をうつとて、あやまちで隣家の妻女を殺しつ、初よりたくみてせざりし事なればとて、死刑一等をなだめられて、伊豆の島に流されて、田宅は官に入りけり、その子萬五郎三歳、其妻は懷妊なりし、後に女子を生みてける、その僕市兵衛といふもの、夫婦心を合せ、ねんごろにいたわり養ひけり、萬五郎十五歳になりけるまで、主従の禮うやくしく、昔ありし時の如くなりけり、市兵衛家貧して養ひの途ざらん事をうれひ、一人ある女を三四年已前に江戸につれ來り、人の許につかへさせけり、猶行衛のおぼつかなく、妻にいひけるは、かうして二人が中に子など出きては、主を養ふたづきなからん、今よりのちは夫婦の交をたちなんとして、ふしどを一ツにせずして、十二年を経ぬ、扱亦惣兵衛が罪をゆるされん事を、流罪の年より初て、月毎に江戸に來て府に訴へて、やまず、寶永三年ばかりにや、其子供の、またひ悲侍のみならず、その父なる翁八十に及びしが、生涯のうちただ一目見て直に死すとも事足りなんと、且夕なげき申に、忍び得ず候、某をながしつかはし、惣兵衛を返し給らせ度と、わりなく乞けるに、奉行萩原近江守、彼がたゆみなく年月乞ぬるを憐み、或時間はれしは、汝十年あまり、月毎に乞侍る、此事にうちたひて、田作のさわりとならん、如何せる